

## 朝鮮初期における兵制の改革

——特に「甲士」設立の意圖とその變質について

矢 木 毅

はじめに

- 一 高麗末の兵制
- 二 太祖朝の改革
- 三 太宗朝の改革
- 四 甲士の變質と軍額の肥大化  
おわりに

附論 いわゆる「軍班制」説の批判

## はじめに

高麗朝（九一八～一三九二）の末期には内憂外患が打ち續いて戦争が絶えず、各地に元帥・兵馬使などの軍司令官が派遣されて現地で軍隊を徵募・指揮していた。ところが、中央の有力者たちは平時においても「留京元帥」、「留京兵馬使」などの名目で王京にとどまったまま軍令權を保持し、管轄する州郡から兵士を徵發してこれを自らの私兵として願使してい

た。これらの兵士の名簿を「牌記<sup>①</sup>」という。この牌記に登録された私兵の存在が、當時の中央の有力者たち——宰臣・樞密など——の権力の基盤となっていたのである。

朝鮮朝（一三九二～一九一〇）を創始した李成桂、あらため太祖李旦もまた、もともとはこの種の私兵を擁する有力者のうちの一人にほかならなかった。そうしてこの私兵の存在こそが、李氏による易姓革命の原動力となったのである。

しかしながら、ひとたび革命が實現した以上は、國王以外の有力者たちがそれぞれに私兵を保有している現状をそのままに放置しておくことはできなかった。このため、朝鮮初期には私兵制度の撤廢を目的として、數回にわたって兵制の改革が斷行されている。そのうち、太祖朝の改革を主導したのは朝鮮王朝の制度設計者ともいべき鄭道傳であり、また太宗朝の改革を主導したのは國王太宗その人であるが、兩者の改革の方向性は、その本質において著しく對蹠的なものであった。そうしてその違いは、太宗朝に創設されたいわゆる「甲士」において、もともと端的に示されていた。

甲士は朝鮮初期における兵制改革の過程で生み出された新たな禁軍組織であり、その設立の経緯とその後の變遷については先學による詳細な研究が存在する<sup>②</sup>。にもかかわらず、筆者が屋上屋を重ねて再びこの問題を取り上げようとするのは、そこに鄭道傳の改革と國王太宗の改革との方向性の違いがもつとも本質的な形で示されているためにはかならない。

その違いを認識することは、單に朝鮮初期における兵制改革の問題にとどまらず、遡っては前朝・高麗時代における兵制の推移を正しく理解するためにも必須の課題となるのである。

## 一 高麗末の兵制

朝鮮太宗朝における「甲士」設立の意圖を探る前提として、まずは前朝・高麗の末期における兵制の實態を明らかにし

ておかなければならない。<sup>3)</sup>

高麗時代の中央軍は、戦時においては三軍ないし五軍に編成され、平時においては二軍六衛に編成された。このうち二軍六衛の主力となるのは三十八領（三萬八千人）の精勇・保勝軍で、これらは地方州縣より王京に番上する兵農一致の農民兵であった（もちろん、この点については異論もあるが、少なくとも筆者はそうのように理解している）。

これらの農民兵——いわゆる「府兵」——には「軍人田」と呼ばれる領地（收租地）が與えられ、府兵は自己の保有する軍人田の収益——それは當該の軍人の家口・奴婢、およびその保丁（養戸）によって經營される——を基礎として自辨で軍装を整え、王京への番上の義務を果たさなければならなかった。しかし、その軍役の負擔が重いために府兵のなかには番上の義務を怠るものも多く、また軍事訓練の不足する農民兵ではいざというときに戦闘の用に立たないことも少なくない。このため女眞との戦争——いわゆる「九城の役」——に際しては、一般の府兵とは別に「別武班」が組織され、これには「工商雜類」などの身分の卑しい者であっても、兵士としての資質に優れたものであれば、だれでも入属することが許されるようになった。またモンゴルとの戦争に際しても、内外において「別抄」と呼ばれる特別の軍隊が組織されていたが、これも一般の府兵とは召募の原則が異なり、立役を支える經濟基盤（軍人田）の有無に拘わらず、兵士としての資質に優れたものであれば、だれでも入属することが許されていた。だからこそ、それらは「特別に選ばれたもの」、すなわち「別抄」と呼ばれていたのである。

このように、高麗朝では中葉以降、兵農一致の農民兵（府兵）を基礎とする二軍六衛の兵制が崩れ、その缺を補うためにしばしば臨時の召募兵が組織された。そうしてそれらの召募兵は、武臣政權時代においては政府の統制を離れて武臣執權者の「私兵」となり、これらの私兵が武臣執權者の庇護のもとで二軍六衛の祿官職へと進出した。しかも彼らは王室への宿衛の義務をないがしろにし、二軍六衛の祿官職を受けながらも、もっぱら武臣執權者への私的な奉仕にのみ汲々とし

ていたのである。

いわゆる武臣政權の崩壊により、高麗の王室はひとまず權力を回復したが、二軍六衛の組織は依然として形骸化していたため、歴代の國王は宮中において「成衆愛馬」と呼ばれる私兵・私屬の組織を獨自に養成しなければならなかった。そうしてこれらの私兵・私屬が二軍六衛の祿官職へと進出したことよって、本來の府兵はその立役の基盤となる軍人田や祿官職を奪われ、ますます番上・宿衛の義務を果たすことができなくなっていった。

かくして、王京における番上・宿衛はもちろん、戦時における行軍（遠征軍）の兵力にもしばしば不足が生じたために、高麗末においては中央の有力者——宰臣・樞密など——が各道に軍司令官（元帥・兵馬使）として派遣され、現地において獨自に兵力を召募・組織するようになった。しかも彼らは「留京元帥」や「留京兵馬使」として、王京に留まったまま任地の兵力を徵發し、これを自己の「私兵」として使役するようになっていったのである。

このように有力者がそれぞれに私兵を保有するなかで、高麗末の恭讓王三年（一三九一）には新たに「三軍摠制府」が設立され、李成桂を三軍都摠制使、裴克廉を中軍摠制使、趙浚を左軍摠制使、鄭道傳を右軍摠制使にそれぞれ任命して、交替で宮中の宿衛の任に當たらせることにしたが、これは要するに、宮中の宿衛兵を李成桂の一派が掌握したことを意味している。

かくして兵權を掌握した李成桂は、百官の推戴を得て國王（權知國事）の位に即くことになった。しかし、革命の當初は人心未だ定まらず、不測の事態にも備えなければならぬため、宗親および大臣たちには引き續き私兵を統率することが許されていた。<sup>5)</sup>

結局、私兵の分立状態を解消し、國軍の組織を再確立するという課題は、高麗末からの宿題として、朝鮮朝にそのまま引き繼がれていくことになったのである。

表一 三軍と十衛（十司）

三軍	十衛	(十司)
中軍	義興親軍左衛	(義興侍衛司)
	義興親軍右衛	(忠佐侍衛司)
	鷹揚衛	(雄武侍衛司)
	金吾衛	(神武侍衛司)
左軍	左右衛	(龍驤巡衛司)
	神虎衛	(龍騎巡衛司)
	興威衛	(龍武巡衛司)
右軍	備巡衛	(虎賁巡衛司)
	千牛衛	(虎翼巡衛司)
	監門衛	(虎勇巡衛司)

## 二 太祖朝の改革

朝鮮朝の制度設計者ともいふべき鄭道傳は、朝鮮初期の兵制について次のように述べる。

國家、内には則ち府兵あり、州郡番上宿衛の兵あり、外には則ち陸守の兵あり、騎船の兵あり。その制みな考うべきなり。（『朝鮮經國典』政典、軍制篇、序）<sup>(6)</sup>

右に「内」とあるのは王京の制度、「外」とあるのは地方州縣の制度であるが、ここでは内（王京）の兵に、「府兵」と「州縣兵」との二種類があつたことに着目したい。

このうち、「府兵」というのは朝鮮朝の建國當初に設置された「義興三軍府」の兵で、これは戦時における三軍と、平時における十衛（十司）とによって構成される（表一参照）。いわゆる十衛とは、高麗時代の二軍六衛を引き継いだ八衛に、李成桂、改め太祖李旦の私兵組織である「義興親軍」の二衛を加えたものにほかならない。そうして戦時の三軍は、朝鮮初期にはそのまま編成が維持されていた。

いわゆる十衛は太祖三年（二三九四）に「十司」に改編されるが、そこでは中軍所屬の義興・忠佐・雄武・神武を「侍衛司」とし、左右軍所屬の龍驤・龍騎・龍武・虎賁・虎翼・虎勇を「巡衛司」としていることに注目したい。これは鄭道傳が自ら述べ

るとおり、漢の南北軍の制度に倣ったもので、このうち漢の南軍に相當する侍衛司は宮中の侍衛を掌り、北軍に相當する巡衛司は王京の巡檢を掌る。<sup>(7)</sup>そこには李成桂、改め太祖李旦の私兵を中心として組織された侍衛司（舊義興親軍）の軍隊に對し、地方州縣の番上軍から昇進したものを基礎として組織された巡衛司の軍隊によって、これを牽制する意圖が込められているのであろう。

以上のいわゆる府兵に對しては、その勤務の裏付けとして武官職と祿俸・科田が與えられる。その定員は、十衛五十領の合計四千二百三十員名で、<sup>(8)</sup>これらは「居常宿衛の兵」、すなわち長番兵として位置づけられていたが、高麗末の弊風を受けて、依然、宿衛兵以外の者——たとえば宮中の宦官・内豎・樂工など——が、ポストを横取りする場合も少なくはなかつた。<sup>(9)</sup>

これに對し、「州縣兵（州郡番上宿衛の兵）」のほうは一般に「侍衛牌」と呼ばれている。『太祖實錄』卷六、太祖三年（三九四）八月己巳條に見える諫官全伯英等の上疏によると、

古者、兵は井田より出ず。周衰えて法廢るるも、唐の府衛の法に至りては、稍古に近し。今、内に三軍府を立て、外に侍衛各牌を置きて以て府に屬け、番を分ちて上下せしむ。此は則ち府衛の遺法なり。

とあるから、「州郡番上宿衛の兵」である侍衛牌は中央の三軍府に所屬し、兩者の關係は唐朝の「府衛の法」、すなわち地方の折衝府と中央の十二衛との關係になぞらえられていたことがわかる。

同じく「府兵」といつても唐（および高麗）の場合には地方の折衝府（高麗では州縣の守令）に所屬する兵士のことを府兵といい、朝鮮初期においては中央の三軍府に所屬する兵士のことを府兵ということで紛らわしいが、いずれにせよ、朝鮮朝

では三軍府の兵士（府兵）の母體は地方州郡から王京に番上してくる侍衛牌（侍衛各牌）であり、そこから選抜された精銳たちが武官職を得て三軍府所屬の府兵となるのであるから、結局、農民兵を母體としているところは同じである。

なお、州縣兵（州郡番上宿衛の兵）については、鄭道傳はこれを「内」として位置づけ、全伯英はこれを「外」として位置づけているが、いずれにせよ、それは「府衛」に屬する中央軍として位置づけられているということに注意しておきたい。

しかしながら、高麗末にはこの種の「府衛の法」が崩れ、中央の武官職は權勢家と結びついた宦官・内豎・樂工などの「内僚」によって横取りされたために、州縣からの番上兵（府兵）がその勤務成績を通して武班の祿官職へと進出することは困難になった。その結果、地方州縣からの番上兵たちによって支えられていた宿衛の制度そのものが形骸化し、その闕を補うために國王自らが各種の私兵・私屬（いわゆる成衆愛馬）を養成するなど、變則的な事態は朝鮮初期に至るまで繼續していたのである。

こうした悪循環を断ち切るために、鄭道傳は宦官・内豎・樂工などの「内僚」の官職・位階を別建てにし、彼らを武官職から排除するとともに、州縣からの番上兵がその勤務成績に應じて順次「衛」の武官職へと進出していくことができるような制度——すなわち唐や高麗の「府衛の制」——に回歸することで、古の「兵農一致」<sup>⑪</sup>の理想を實現させようと考えていた。諫官全伯英等が「外」の存在として位置づけている侍衛牌（侍衛各牌）を、鄭道傳が「内」の存在として、すなわち中央に直屬する「禁軍」として位置づけているのはこのために他ならない。

とはいえ、朝鮮初期においては宗室・宰樞などが「留京元帥」、「留京兵馬使」などの名目で依然として軍令權を保有しており、州縣兵（州郡番上宿衛の兵）についても、その一部は三軍府の統制を離れて宗室・宰樞などの有力者の「私兵」として頭使されていたことは上述のとおりである。<sup>⑫</sup>

このため、鄭道傳は各道の侍衛牌に對する平時の軍事指揮權を「元帥」から奪つて「兵馬使」に與え、これによつて兵權の細分化を圖るとともに、諸王子の率いる私兵を廢してその名籍（牌記）を三軍府に回收しようとしたが、これに反發した李芳遠（後の太宗）らのクーデターによつて鄭道傳は誅殺され、史上に「逆賊」の汚名を受けることになつてしまつた。

### 三 太宗朝の改革

兵農一致の制度への回歸を理想とする鄭道傳に對し、彼を打倒して實力で王位を獲得した李芳遠、改め朝鮮太宗は、それとは對蹠的な構想を抱いていた。

そもそも太宗が權力の座を勝ち取つたのは、彼の統率する私兵の存在があつたればこそである。したがつて、太宗は鄭道傳の構想とは眞逆に、むしろ自己が統率する私兵を基礎として朝鮮の國軍の再編を圖ろうとした。その際、その中核兵として位置づけられていたのが、いわゆる「甲士」に他ならない。

甲士は一般には「甲（よろい）」を具した兵士のことをいうが、朝鮮初期においては一般の農民兵よりも上等の裝備をした兵士——具體的には宗親・大臣たちの私兵——のことを特に「甲士」と呼びならわしていた。そうして王宮の宿衛を擔う兵士たちは、主として李成桂、改め朝鮮太祖の配下の甲士たち（侍衛親軍）によつて構成されていたのである。

その太祖を退位に追い込んだ太宗は、ひとまず同母兄の恭靖王（定宗）を國王に立てて自らはその世繼ぎ（王世子）となつたが、これはもちろん權力掌握のための經過的な措置にすぎない。ついで恭靖王二年（一四〇〇）六月には宮中に宿衛している「鎮撫所甲士」三百人を解散させ、その軍器・鎧仗をすべて三軍府に送付させた<sup>16</sup>。宮中に残つたのは、ただ恭

靖王の私兵（潛邸麾下）百人のみであったが、さらに同年九月にはこの私兵集團（原從侍衛牌）をも解散させ、宮中の甲士の名簿（牌記）はすべて三軍府に送付させた。<sup>17</sup>

この結果、恭靖王の周囲には形式的な儀仗兵だけが残り、實質的な戦力として頼みとなる武装兵士としての「甲士」はだれもいなくなってしまう。

これは事實上、恭靖王に讓位を迫るための「武装解除」に他ならない。宮中の「甲士」の解散を求めた門下府の上疏を「兪允」したとはいえ、恭靖王がなにかしら不快の色を示したというのも、當然といえば當然である。<sup>18</sup>

一方、王世子（後の太宗）のほうは、解散させたはずの「甲士」數百人を率いて開城の郊外の壺串（このころは一時的に開城に首都を戻していた）で鷹狩りを行っているが、<sup>19</sup>こちらは王世子（太宗）の事實上の私兵であり、逆にいうと、この鷹狩りに参加することで、甲士たちは王世子（太宗）に對する私兵としての忠誠心を示したのである。つまり、このときの鷹狩りは、兄・恭靖王に對する王世子（太宗）の軍事的なデモンストレーションにほかならなかった。

かくして兄・恭靖王の讓りを受けた太宗は、即位するとすぐ、手のひらを返すようにして宮中に再び「甲士」を設置したが、このときの甲士について『恭靖王實錄』太宗即位年（一四〇〇）十二月辛卯朔條には次のように記されている。

甲士二千を復立し、一千もて諸衛の職に充て、一年相遞して式と爲す。<sup>20</sup>

これによると、太宗は「甲士二千」を復立し、そのうち一千人に諸衛（十司）の祿官職を與えて一年交替で宮中の宿衛の任務に當たらせたことになっているが、この内容はおそらくは『恭靖王實錄』編纂の段階における追記であり、太宗即位の時点で「甲士二千」の軍額がはじめから備わっていたわけではないであろう。<sup>21</sup>

太宗即位當初の「甲士」は、上述の鷹狩りに参加した「甲士」數百人——その實態としては太宗の私兵——を中心としていたことは確實であるから、その員數も當初は數百人程度にとどまっていたと考えられる。また「一年相遞」の番上兵となったのも後年のことで、この時點ではむしろ、長番の私兵集團であつたと考へるほうが自然であろう（その理由については後述する）。

太祖朝の鄭道傳の構想では、もともと宮中の宿衛には三軍府に所屬する「府兵」、および「州縣兵（州郡番上宿衛の兵）」が當たることになつてしたが、太宗は三軍府の府兵や州縣兵（侍衛牌）よりも自らの率いる私兵集團に信賴を寄せ、これを宮中の宿衛の中心に据えようとした。そうして彼らに優先的に武班の祿官職を與え、祿俸や科田を支給することによつて、「甲士」としての長番の勤務を支えようとした。

このため、従來の軍官（武班）と軍人とは「甲士」の制度を通して一體化していく。甲士は單なる軍人としてではなく、軍人としての實戰能力を兼ね備へた軍官（武班）として位置づけられていくのである。<sup>(22)</sup>

#### ・太宗二年の甲士

太宗は自らの私兵を「甲士」として再編したが、今や國王となつた以上、三軍府に屬する一般の「府兵」たちについても、これを無視することはできなかつた。このため、太宗二年（二四〇二）に改めて「甲士」を選抜・補充したが、このときには従來の「府兵」からも甲士を選抜し、甲士と府兵との格差を解消することに努めていた。

このとき甲士の選抜に當つた趙英茂と太宗との對話によると、太宗の舊來の私兵（甲士）については「内甲士」として引き続き宮中の宿衛に當たらせる一方、府兵からは「外甲士」を選んでこれを王京の警衛に充てることにした。そうして「府兵・甲士の區別をなくし、人心を一つにする」ことを目指したといふ。<sup>(23)</sup>

こうした意圖に従い、「府兵」を取り込んだ形で再編された「甲士」の軍額は「一千人」であった。甲士と府兵、改め「内甲士」と「外甲士」の内譯については、當初の目論見では「内甲士」が五百、「外甲士」が五百、合計一千人程度を目標としていたが、最終的には「内甲士」が四百人、「外甲士」が六百人で、その合計が「一千人」となったのである。<sup>24</sup>

このうち、「内甲士」四百人は、従来から宮中に宿衛していた國王太宗の私兵集團を再編したものである。こちらは左右番各二百人（計四百人）が、四番交替で宮中の宿衛に當たる（左右番から各五十人ずつ、計百人を宿衛に充てるのである）。ただし、非番のときにも王京に留まっているので、その意味において長番兵であることに變わりはない。一方の「外甲士」六百人はもとの「府兵」から選抜された地方州縣の農民兵たちで、彼らは中央の三軍十司に分屬し、主として宮外の警衛に當たる。これらは上述の鄭道傳の構想に従い、漢の「南北軍」の制度に倣ったものである。ただし、「外甲士」といつても後述する兩界赴防の甲士とは違い、あくまでも王京侍衛の甲士であることには注意しておきたい。

ともあれ、太宗二年（一四〇二）の段階における甲士の軍額は合計「一千人」であったが、これは上述の『恭靖王實錄』の記事とは矛盾している。そもそも、太宗即位年（一四〇〇）十二月の段階で「甲士二千」の兵數を確保していたのであれば、それで宿衛の兵力は充分に足りる。わざわざ「甲士」を選抜する必要もなかったであろう。しかし實際には、太宗即位當初の甲士（内甲士）は數百人程度で、それでは宿衛の兵力が不足していた。そのため、新たにもとの「府兵」を「外甲士」として補充し、この時點ではじめて「甲士二千」の軍額を確保したのであると考へたい。<sup>25</sup>

鄭道傳は私兵を解體して「府兵」に再編することを構想した。しかし、太宗はそれとは眞逆に、府兵をみずからの私兵（甲士）の組織に取り込み、それを國軍の中核に据えようとしたのである。

## 四 甲士の變質と軍額の肥大化

當初「一千人」で發足した甲士は、太宗三年（一四〇三）に新たに「五百人」を加えて合計「千五百人」となった。<sup>27</sup>その後の軍額、および番次の變遷については、あましまし「表二」に示したとおりである。

これによると、甲士の軍額は逐次増加していったが、王宮の宿衛に當たる當番兵それ自體の數は、おおむね「一千人」ないし「一千五百人」程度で特に變化していない。大きく變わったのは、それが「長番兵」の組織から「番上兵」の組織へ、また「世蔭子弟」の組織から「農民兵」の組織へと組み替えられていったという點にある。

そもそも『恭靖王實錄』の記事によると、甲士は「一年相遞」の番上兵の組織として發足したことになるが、その記事内容を額面どおりに受け入れることはできない。その證據に太宗七年（一四〇七）頃の甲士たちは、

郷里を捐<sup>す</sup>て、親戚を棄<sup>す</sup>て、入りて侍衛に充たり、累年歸覲するを得ず。<sup>28</sup>

などと言われている。發足當初の甲士は決して「一年相遞」の番上兵ではなかったのである。

しかしながら、ここでは甲士が不憫であるため、太宗七年（一四〇七）に至ってはじめて「覲親掃墳の法」が定められた。<sup>29</sup>その背景としては、もともと農民兵から選抜された甲士、すなわち「外甲士」とっては、王京における長番の勤務が次第に困難になっていった、という事情があったのであろう。これにより、甲士は郷里への歸省や墓參（覲親掃墳）のために一時的に王京を離れることが許されるようになったが、そうになると、これを口實として王京侍衛の任務から離脱す

朝鮮初期における兵制の改革

表二 甲士の軍額と番次

		軍 額	番次	當番兵數	立役期間	典 據
太 宗	即位年 (1400)	2000	2 番	1000	1 年相遞	恭靖王 (定宗) 2 年 12 月辛卯朔
	2 年 (1402)	内甲士 1000 外甲士 400 600		1000	長番?	6 月癸亥條
	3 年 (1403)	1500		1500	長番?	正月壬午條
	8 年 (1408)	3000 (2000)	2 番	1500 (1000)	1 年相遞	10 月辛丑條
	10 年 (1410)	3000	2 番	2000	1 年相遞	4 月丁巳條
	12 年 (1412)	3000	2 番		1 年相遞	7 月戊申條
	14 年 (1414)	1000 別 牌 2000	2 番	500	1 年相遞	8 月辛酉條
18 年 (1418)			1000	1 年相遞	世宗 18 年 5 月丁亥條	
世 宗	10 年 (1428)	3000	3 番	1000 他 務 200 侍 衛 800	1 年相遞	2 月乙丑條 13 年 10 月 乙卯條
	22 年 (1440)	6000	6 番	1000	6 朔相遞	2 月己卯條 5 月壬子條
	27 年 (1445)	4500	3 番	1500	6 朔相遞	7 月庚寅條
	30 年 (1448)	7500 赴 防 3000 侍 衛 4500	5 番	1500 赴 防 600 侍 衛 900	4 朔相遞	正月乙卯條 5 月庚寅條
魯 山	元年 (1453)	9450	6 番			11 月癸酉條
	2 年 (1454)	9450	7 番	1350 赴 防 600 侍 衛 750	4 朔相遞	正月戊午條
世 祖	3 年 (1457)	9450 京 5250 兩 界 4200	11 番		4 朔相遞	7 月己卯條
睿 宗		20000	4 番	5000		成宗 2 年 7 月乙亥條
成 宗	元年 (1470)	10000	5 番	2000	4 朔相遞	2 月己卯條 2 年 7 月乙亥條
	5 年 (1474)	8000 (京)				閏 6 月庚子條
	6 年 (1475)	14800 兩 界 6800 京 8000				9 月甲寅條
	16 年 (1485)	14800 赴 防 7240 侍 衛 7560	5 番	2960 赴 防 1448 侍 衛 1512	6 朔相遞	『經國大典』

るものが續出したことは想像に難くない。

またそれとは別に、邊境の防衛のために各道の軍司令官（節制使）に従って「赴防」の役に赴き、王京侍衛の任務を離れるものも少なくはなかった。<sup>30</sup>當然、王京侍衛の甲士の數は不足してくる。このため隨時缺員を補充していたにちがいないが、それらの額外甲士は制度改革のたびに順次「正額」へと組み込まれていった。

その員額は、太宗三年（一四〇三）の段階では合計「千五百人」、それが成宗朝に完成した『經國大典』の段階では、最終的には「一萬四千八百人」にまで膨れ上がってしまう。ただし、それは「番上制」の導入に伴うもので、當番兵それ自體の數は、おおむね「一千人」ないし「千五百人」程度にとどまっていたのである。

#### ・番上制の導入

甲士の「番上制」については、『太宗實錄』八年（一四〇八）十月辛丑條の記事に、

三軍甲士一千五百を加置す。甲士は元數一千五百。また一千五百を加え、これをして、一年相遞して、輪次に侍衛せしむ。<sup>31</sup>

とある。ただし、元數一千五百に一千五百を加えた合計「三千人」の甲士を一時に確保することは難しかったようで、實際に甲士が「三千人」の軍額を満たし、「一年相遞」の番上制による運用が確立するには、後述する太宗十年（一四一〇）の段階を待たなければならなかった。

その證據に、『太宗實錄』九年（一四〇九）十月乙丑條の記事によると、中央の「十司」にはそれぞれ「甲士二百」が配

「属されているので、甲士の全體數は「三千人」の目標には到達せず、實際には「二千人」にとどまっていたことがわかる。<sup>(32)</sup> 前引の『恭靖王實錄』の記事は、あるいはこの段階の制度を記述しているのかもしれない。

また「一年相遞」の番上制についても、それが實際に確立したのは太宗十年（二四一〇）のことで、具體的には、この年にはじめて「甲士番上の法」を設けて「更こも送もかたみに番上せしめ、當番者は受祿し、下番者は歸農」せしむることとしたのである。<sup>(33)</sup> ただし、これには反對する者もあつて、「豈に祿を受くる者をして送かたみに上下番を爲さしむべけんや」と批判しているから、少なくともその頃までの「甲士」は原則として「長番制」で運用されていたことは確實であろう。

ともあれ、この太宗十年（二四一〇）の改革では、舊甲士二千人に對して新甲士一千人を加え、合計三千人の甲士を二番に分けて、そのうち二千人は番上し、一千人は番休させることになった。この點について、『太宗實錄』十年（二四一〇）四月丁巳條、および五月戊寅條に次のようにみえる。

時に元屬の甲士二千人。上（太宗）議すらく、「一千を加定して、分ちて二番と爲し、一年相遞せしむれば、則ち國に侍衛の疎なく、家に廢農の嘆きなく、人に父母妻子曠年違離の怨みなからん」と。乃ち兵曹に命じて義興府・訓練觀とともに甲士二千を試せしむ。<sup>(35)</sup>

甲士宿衛下番の法を定む。兵曹啓して曰く、「……願わくは二千の額に因りて一千を加置せん。……新舊合計三千。二千を留めて宿衛せしめ、一千を下番せしめん。……」と。

以上の案がそれぞれに裁可されて、以後、甲士は二千人が番上し、残りの一千人が一年交替で番休することになった。

従来の「長番制」と比較すると、少なくとも三年のうちに一年は「歸農」し、立役の基盤となる經濟力の回復を圖ることができるようになったわけである。

しかしながら、それでも地方州縣の農民兵たちにとっては「甲士」の役が苦役であったことに違いはない。これより以後、甲士の軍額は漸次増加し、それと同時に立役の番次も漸次増加していったが、それは當番甲士の立役期間を短縮し、番休期間を延長することによって、農民兵たちの負擔を少しでも軽減することを目的としていたのである。

### ・甲士の變質

甲士が長番制から番上制に移行したことに伴い、甲士の構成もまた従来の私兵から農民兵を中心とするものへと變化していった。いや、農民兵の比重の高まりに伴って、やむをえず、番上制に移行していった、といったほうが正確であろう。そもそも太宗が「甲士」を設立したとき、彼の構想にあつたものは、「世蔭子弟」、ないし「士族子弟」を中核とする、少數精銳の禁軍を育成することであつた。そうしてそれは、前朝・高麗の兵制——唐の府兵制をベースとする——に大枠として回歸しようとした鄭道傳の兵制改革に對する根本的な批判でもあつた。

一體、高麗時代の二軍六衛の武班職は、散員以上は主として兩班の子弟が恩蔭によつて就任していたが、彼らは儀仗兵としてはともかく、野戰軍としてはそれほど頼りにはならない存在であつた。一方、三十八領三萬八千人の精勇軍・保勝軍は、地方州縣から王京に番上する農民兵で、彼らこそが高麗の國軍の中核であつたが、にもかかわらず、彼らは二軍六衛の下級の武官職——校尉（正九品）・隊正（流外）を主として、せいぜい散員（正八品）まで——にししか昇進することができなかつた（鄭道傳『經濟文鑑』に、別將以上を「員」として數え、散員以下を「名」として數えているのは、こうした「流品」の區別を反映したものにほかならない）。

しかし、これでは本當に戦力として恃むべきものに祿俸が行き渡らず、結果として戦力の質の低下をもたらすことは必然であろう。そこで太宗は自らの私兵である「甲士」に對して重點的に武官職を割り當てるとともに、「士族」を積極的に「甲士」に登用して彼らを國軍の中核に据えようとした。そうして州縣から番上する侍衛牌に對しては、その一部を「外甲士」として禁軍に取り込む一方、それ以外のものについては、しばしば番上を免除して農業に専念させる方針をとった。<sup>(36)</sup>

このように農民兵ではなく、「士族」を甲士の中核に据えようとしたのは、彼らが「奴婢」を所有し、奴婢から収める身貢の収入によって、王京における長番の勤務にも充分に耐えうる事が期待されていたからである。<sup>(37)</sup>これは長番軍を維持するための財源を、いわば「士族」に肩代わりさせたものということもできるであろう。

ところが肝腎の「士族」たちは、この「甲士」の役に就任することを忌避していた。もとより、彼らにとっても「祿官職」への就任は魅力的である。しかし、高麗時代であれば門蔭によって勞せずして就任することのできたポストを、わざわざ「甲士」としての「賤役」を通して手に入れる必要はない。それよりはむしろ免役特權にまもられた「閑良」として、別途、祿官職への就任の機會を待っているほうが得策であろう。

甲士の職は、卑汚賤辱。豈に世蔭子弟の爲す所ならんや。(『太宗實錄』三年十一月丙申條)<sup>(38)</sup>

というのは、いわゆる「士族」たちの偽らざる本音であった。

このため、甲士の募集を行っても「士族」のみでその員額を満たすことはできず、必然的に地方州縣出身の農民兵たちによってその闕を補填することになる。しかし、彼らの多くは「奴婢」を保有しない平民であるため、たとえ祿俸の支給

を受けたとしても、それだけでは王京における長番の勤務に耐えることができなかった。このため太宗は當初の構想を放棄し、甲士の勤務を「番上制」に切り替えざるを得なかったのである。

元と士族に係ると曰うといえども、家世清寒にして、臧獲（奴婢）あること鮮し。率ね皆な僥倖に入屬し、一二次番上の後、力支する能わず、故に托して番上せざる者、頗る多し。此れに因りて、侍衛虚疎たり。（括弧内は引用者。『魯山君日記（端宗實錄）』元年十一月癸酉條<sup>39</sup>）

これは甲士が「番上制」に切り替えられてすでに久しい魯山朝（端宗朝）の記事であるが、この頃の甲士はすでに「世蔭子弟」を中心とする精銳軍としての性格を失い、士族は士族でも「臧獲」、すなわち奴婢を保有しない「家世清寒」の者や、その他の一般の農民兵を中心とする軍隊に變質してしまっている。

このような性格の兵士によって構成される以上、甲士が長期にわたって王京に番上侍衛することは困難となった<sup>40</sup>。なるほど、當番の甲士に對しては祿俸が支給されていたが、もともとそれは充分なものとはいえず、しかも番上制の導入にもない甲士の勤務期間が短縮されると、甲士の祿官ポストは一年分の祿俸を複数人が交替で受給する、いわゆる「遞兒職」<sup>41</sup>に切り替えられていった。ところが受祿の後、口實を設けて歸郷するものが跡を絶たないため、もらい逃げを防ぐ意味で月單位の「月俸」に切り替えることにしたが、これも問題が多いため、再び遞兒職による祿俸の支給に切り替えられていった<sup>42</sup>。こうした改革の趣旨は、もともと經費全體のバランスを維持することにあつたが、結果として祿俸の減少を招き、個々の甲士の立役負擔を一層増大化させていったことは争えない。

また當番の甲士にはその本籍地において「助丁（奉足）」を與え、彼らに甲士の立役をサポートさせることで甲士の立

役基盤を補強するなどの対策も取られていたが、<sup>(45)</sup>いわゆる「閑丁」——特定の身役をもたない者——の不足から、それも十分な効果を収めることはできなかった。

かくして「甲士」の立役期間はますます短縮され、立役の番次はますます増加するとともに、甲士の全體としての軍額もまたますます増加していった。そうしてそれは、甲士の精銳軍としての質の低下をますます加速させていくことになった。時代は下って明宗朝——まもなく壬辰倭亂を迎えるこの時期においては、甲士はもはや正兵（舊侍衛牌）と同様、「士族にあらざる者」の就役する、平民の軍役とみなされていたのである。<sup>(46)</sup>

## おわりに

世蔭子弟を中心とする長番勤務の精銳軍をめざして創設された「甲士」は、その後、同様の性格を持った内禁衛・別侍衛などが新設されたことも一因となって、結局、地方州縣の農民兵によって構成される交替勤務の番上軍に變質していった。この變化を精銳部隊の「退化」として捉えるか、それとも兵農一致の理想への「回歸」として捉えるかは、當時の人々にとっても必ずしも明確な解答を得ることができない難問であつたらしい。

いわゆる「甲士」を長番の精銳軍として創設した太宗は、世繼ぎをめぐる問題から、一旦、世宗に讓位した後、世宗四年（一四二二）に至って薨去し、三年の喪が明けた世宗六年（一四二四）に、父・太祖や兄・恭靖王を祀る王室の宗廟に陞耐された。歲月の経過とともに、甲士は次第に「番上軍」としての性格を強めていったが、そのころ、朝廷では國王世宗が科擧において次のような策問を出題している。

兵を農に寓するは、古の良法なり。唐の府兵は、なお遺意あり。張説、古を變えて兵農始めて判れ、迄に復する能わず。我が國、民を籍して兵と爲すは、古に庶幾し。然れども如し緩急あれば、時に臨んで調發して、未だ進退の方に閑らわず。室を盡くして行き、遂に農桑の業を廢す。何を以て兵農をして所を得しめ、而して士卒をして精鍊ならしめんや。〔世宗實錄〕十七年四月戊午條<sup>(47)</sup>

ここでは兵農一致の兵制を「古の良法」として是認する一方、中國では唐の張説が「彊騎」<sup>(48)</sup>を創設したことをきつかけとしていわゆる「募兵制」に移行し、兵農一致の原則が崩れてしまったことを述べる。一方、朝鮮ではひとまず兵農一致の原則は保たれているが、一旦、戦争となった場合に、平素、訓練の行き届かない農民兵たちが、戰場においてどれだけ使物になるかを危ぶんでいるのである。

このとき、受験生たちからどのような對策が奉られたのかはつまびらかではないが、ともかくもこのときの策問を一つのきつかけとして、世宗二十二年（二四四〇）には甲士の軍額が一氣に「六千」に擴大され、當番一千人、六番、六朔相遞の制度が新たに採擇された。太宗朝において長番勤務の精銳軍として創設された甲士は、これ以降、立役期間が一年にも満たない交替勤務の農民兵たちによって充當されていくことになったのである。

そもそも、太宗が「甲士」を設立した目的は、まさしく戰場で使物になる精銳軍を養成することにあつた。しかし近世中國がその莫大な經濟力によって膨大な傭兵集團、ないし「常備軍」を養うことができたのとは異なり、近世朝鮮時代においては依然として國家の財政基盤が農業に依存し、その脆弱な財政力によつては、わずかに「一千人」ないし「一千五百人」程度の當番甲士すら充分に祿養することができなかつたのである。それを改革の「退化」として捉えるにせよ、理想への「回歸」として捉えるにせよ、このような財政条件のもとでは、甲士が交替勤務の農民兵の組織として變質して

いくことは必然であった。その結果として王京侍衛の軍備はどのような形に落ち着いたのか……。我々は宣祖朝における「壬辰倭亂」當初の實情を、柳成龍の『懲毖錄』を通して知ることができる。

坊里民、及び公私賤・胥吏・三醫司を抄發して城堞を分守せしむ。堞を計ること三萬餘り、而して守城の人口は、僅かに七千。率ね皆な烏合にして、皆な城に縋りて逃散するの心あり。上番の軍士は、兵曹に屬すと雖も、而も下吏と相い與に奸を爲し、賂を受けて私かに放つ者、甚だ多し。官員は去留を問わず、急に臨んでは皆な用うべからず。軍政の解弛すること、一に此に至る。<sup>⑩</sup>

王京侍衛の番上軍は、このころ全く形骸化していたのである。

#### 附論 いわゆる「軍班制」説の批判

朝鮮太宗が構想した長番兵としての「甲士」軍は、基本的には國家の財政支出によって編成・維持されるところの長番・有給の常備軍であるが、それは當時の國家財政の未熟から、結局は自辨による立役を原則とする交替勤務の番上兵組織へと後退することを餘儀なくされた。一體、近代的な常備軍組織は國家財政の近代的な成熟を待たなければ成立するところがない。朝鮮太宗が十五世紀の初頭において構想した常備軍の組織は、未だ中世的な色彩を色濃く残していた近世朝鮮時代の財政構造においては、その成立の基盤を見出すことができなかったのである。

ところが、これより以前の高麗時代の兵制については、こうした常識的な立場とは眞逆の解釋が依然として通説として

の地位を保っている。いうまでもない、李基白氏のいわゆる「軍班制」説がそれである。<sup>50)</sup>

李基白氏の所説によれば、高麗初期の中央軍は「兵農一致」の農民兵によって組織される唐の府兵制のような番上軍ではなく、「軍班氏族」と呼ばれる特定の家門の出身者が世襲的に立役する「専門的軍人」によって構成される。彼らは一一般の農民とは全く別個の存在（すなわち農業経営からは完全に分離した存在）であり、國家からの祿俸、および「軍人田」と呼ばれる領地（收租地）からの収益によって、世襲的に軍役に従事していた、というのである。

兵農一致の原則を否定する以上、李基白氏のいわゆる「専門的軍人」とは、國家からの反對給付に全面的に依存するところの一種の常備軍——それが祿俸であれ、收租地（軍人田）からの収益であれ、軍人であることによって得られる収益のみによって長番で立役する存在——のことをいうのであろう。しかしながら、中世初頭の高麗初期において、果たしてそのような常備軍を維持するだけの財政基盤がいったどこに存在していたというのであろうか？

一般に、「兵農」の分離は近世社會の成立を待つて實現する。しかし、近世朝鮮時代の初頭（太宗朝）における「甲士」軍の設置構想が、極めて短期間のうちに後退を餘儀なくされた諸事情を既に知悉している私たちは、そうした「専門的軍人」——すなわち長番・有給の常備軍の組織が、中世高麗時代の初頭にすでに存在していたとする李基白氏の所説には、到底同意することができない。

なるほど、新羅末・高麗初期の「豪族連合政權」の時代においては、それぞれの本貫の郷村自衛兵力を基盤とする豪族たちが、自ら郷村民を率いて上京し、比較的長期にわたって王京に宿衛することもあったかもしれない。當時は「戦時」の體制が日常化していた時代であり、またそれぞれの本貫（本據地）と王京とは比較的近い距離に位置していた。このため王京での長番勤務を行いながら、同時に本貫における農業経営を維持することも十分に可能であったわけであろう。

しかしながら、高麗太祖が「三韓」を統一し、全國をその版圖に収めた段階では、遠方出身の兵士たちのすべてに自辨

による長番の勤務を強制することはできなかった。したがって統一以後の兵制は、當時の國家財政の條件のもと、「戦時」から「平時」への情勢變化に對應するかたちで、おのずから「番上」の制度へと回歸していかざるを得ない。「三韓」統一以後の兵制——すなわち高麗前期の兵制——は、「兵農一致」を原則とする農民兵の番上によって支えられていたと考えるほうがむしろ自然であろう。

王京侍衛の番上軍には「軍人田」と呼ばれる領地（收租地）が與えられるが、その領地の性格についても筆者は李基白氏とは理解を異にしている。筆者の理解によれば、いわゆる軍人田はもともと當該の軍人（および保丁）が保有している所耕田に對し、國家が免租の特権を與えることによつて成立する。この場合、軍人田のなかには當該の軍人（および保丁）が自ら經營する所耕田が含まれているから、軍人と農民とは完全に分離しているということではない。<sup>(51)</sup>

なお、李基白氏が「専門的軍人」の存在を主張する根據として擧げる「軍班氏族」の解釋についていえば、それは兵農一致の體制における徴兵の原則として解釋しても一向に矛盾しない。そもそも番上兵の立役は原則として自辨であるから、立役する農民兵は經濟的に十分な立役基盤（具體的には軍人田）を保有していなければならない。軍人田は國家が收授する建前であるが、実際には世襲を原則としていた。それは軍人に對して與えられる軍人田が、實際には當該の軍人（および保丁）の保有する所耕田の上に設定されているにすぎないからである。<sup>(52)</sup>このため、王京に番上侍衛する農民兵たちは、父から子、子から孫へと代々その兵役——及びその裏づけとしての軍人田——を世襲していくのが一般的であつて、だからこそ彼らは「軍班氏族」とも呼ばれていた。

この場合、軍役の世襲は自らの保有する所耕田のうえに設定された軍人田の世襲と表裏一體のものとして位置づけられる。立役の基礎はあくまでも自家の保有する所耕田の經營に存するのであつて、彼らは決して農業から分離・獨立した「専門的軍人」たちではなかつたのである。

ただし、こうした兵農一致の原則はしだいに變質して部分的には「専門的軍人」と呼ぶにふさわしい兵士たちも形成されていくことは事實である。たとえば、肅宗末年における「別武班」の組織や、武臣政權時代における「別抄」の組織は、選拔された兵士たちの經濟基盤の有無（具體的には立役の基盤としての收租地の有無）を問わない、文字どおりの募兵（傭兵）たちの組織である。このような募兵（傭兵）たちの組織は、兵農一致を原則とする「府兵」の制度と併存しつつ、高麗後期に次第に一般化していった。

李基白氏は高麗初期における「専門的軍人」の組織（いわゆる軍班制）が崩壊したことによって、高麗後期に「兵農一致」の農民兵の組織が擴大していったと主張するが、事實はそれと眞逆で、兵農一致の農民兵の組織が崩壊していったからこそ、それを補填する意味で「専門的軍人」の組織、いわゆる「別抄」が擴大していったのである。

しかしながら、こうした募兵（傭兵）の組織を維持することは、國家の財政にとつては大變に重い負擔となる。このため、鄭道傳は兵農一致への回歸を圖り、逆に太宗は兵農一致からの脱皮を圖つて募兵（傭兵）の一種である「甲士」を國軍の中心に据え、經濟基盤の確かな「士族」の子弟を中心にこれを編成することで、士族にその財政負擔を肩代わりさせようとした。しかし、そうした太宗の意圖は、既に本稿に述べたとおり、結局、失敗に終わらざるを得なかった。

李基白氏のような「専門的軍人」の組織——農業經營から完全に分離し、國家による反對給付に全面的に支えられた長番・有給の常備軍の組織——は、近世朝鮮時代の初頭においてすら成立することはできなかつたのである。

註

(1) 『太祖實錄』卷一、即位前記 高麗末、官不籍兵、諸將各占爲兵、號

曰牌記。大將若崔瑩・邊安烈・池龍壽・禹仁烈等、幕僚士卒、有不如意者、詬罵無所不至、或加榜種、至有死者、麾下多怨望。太祖性稟嚴

重簡默、平居常閉目而坐、望之凜然。及至接人、渾是一團和氣。故人皆畏而愛之。其在諸將中、獨禮接麾下、平生無詳語。諸將麾下、皆願

(2) 車文燮『朝鮮時代軍制研究』（一九七三年、ソウル、檀大出版部）、特

- (3) に第二章「鮮初の甲士」、参照。  
本節の記述は、おおむね次の拙稿に基づく。  
拙稿「高麗における軍令権の構造とその變質」(『東方學報』京都第七十册、一九九八年、京都大學人文科學研究所)  
拙稿「高麗時代の私兵について」(『東方學報』京都第八十五册、二〇一〇年、京都大學人文科學研究所)
- (4) 『高麗史』卷四十六、恭讓王世家、三年正月乙未條 以我太祖爲三軍都摠制使。裴克廉爲中軍摠制使、趙浚爲左軍摠制使、鄭道傳爲右軍摠制使。  
同右、丙午條 三軍摠制府閔兵。  
同右、二月辛未條 三軍摠制府、閔所統兵、分番宿衛。
- (5) 『太祖實錄』卷一、太祖元年七月丁酉條 命宗親及大臣、分領諸道兵。  
『恭靖王實錄』卷四、恭靖王(定宗)二年四月辛丑條 司憲府兼大司憲權近、門下府左散騎金若采等、交章上疏曰、「……惟我太上王、開國之初、特置義興三軍府、專掌兵權、規模宏遠、而時議者以爲、『革命之初、人心未定、當備不虞之變。宜令勳親、各典私兵、以應倉卒。』由是私兵未能盡除、而典兵者反謀扇亂、禍在不測。……」
- (6) 『朝鮮經國典』政典、軍制篇、序 國家、內則有府兵、有州郡番上宿衛之兵。外則有陸守之兵、有騎船之兵。其制皆可考也。臣先述歷代、而後及國家、作軍制篇。
- (7) 『三峯集』卷六、經濟文鑑下(衛兵) 今將十衛、分爲侍衛・巡衛諸司、蓋法漢朝南北軍之遺制也。漢南軍掌宮門侍衛、北軍掌京城巡檢。此內外相制、長治久安、禍難不生、已然明驗。
- (8) 『三峯集』卷六、經濟文鑑下(衛兵) 每一衛、上將軍一員、大將軍二員。每一領、將軍一員、中郎將三員、郎將六員、別將六員。散員八、尉二十、正四十。以十衛五十領、合計四千二百三十員名。  
(\*別將以上は「員」で數え、散員以下は「名」で數える。)
- (9) 『三峯集』卷六、經濟文鑑下(衛兵) 府兵不爲不多、而侍衛虛疎、承前朝季世之弊、不核其實故也。  
『太祖實錄』卷六、太祖三年八月己巳條 諫官全伯英等上疏曰、……若居常宿衛之兵、則將三軍・各領・各愛馬、商略定制、簡其驍勇者、充其祿官、更相遞受、不許外人雜受。又受田羸老有疾者、亦令年壯子弟弟姪代之。(\*逆にいえば「外人雜受」が依然として絶えなかったということ。)
- (10) 『太祖實錄』卷一、太祖元年七月丁未條 定文武百官之制。……文武流品之外、別置內侍府爲宦官職、掖廷署爲內豎職、典樂署・雅樂署爲樂工職、皆別其散官・職事之號、不使雜於流品。  
具體的には殷周の井田法に基づく兵制のこと。
- (11) 『漢書』卷二十三、刑法志 殷周以兵定天下矣。天下既定、戢賊干戈、教以文德、而猶立司馬之官、設六軍之衆、因井田而制軍賦。  
『舊唐書』卷一百九十下、文苑下、劉蕡傳 臣聞、古者因井田而制軍賦、開農事以脩武備。提封約卒乘之數、命將在公卿之列。故兵農一致、而文武同方。可以保父邦家、式遏禍亂。暨太宗皇帝、肇建邦典、亦置府兵。臺省軍衛、文武參掌。居閑歲則養弓力穡、將有事則釋耒荷戈、所以脩復古制、不廢舊物。
- (12) 『世宗實錄』卷一百十、世宗二十七年十月丁巳條 議政府據兵曹呈啓、「開國之初、諸臣典兵之時、諸道侍衛牌、勿論歲之豐凶、竝皆番上、各屬其家、田獵土木之役、使之如奴。革私兵之後、一歲之內、一月番上、又無土木之役、休息大過。……」
- (13) 『太祖實錄』卷五、太祖三年二月己亥條 判義興三軍府事鄭道傳等上書曰、「……一、將兵者位卑、則順從上命、易於役使、安守其分。……各道州郡之兵、亦命兵馬使以下掌之、節制使以時糾察兵馬使之勤慢、則體統相維、兵雖聚而無不戢之患。」上從之。
- (14) 『太祖實錄』卷十四、太祖七年八月己巳條 奉化伯鄭道傳、宣城君南閔、及富城君沈孝生等、謀害諸王子、不克、伏誅。初、上以靖安君開國之功、諸子無與爲比、特賜世傳東北面加別赤五百餘戶。其後、以諸

(15) 『恭靖王實錄』總序 庚辰春二月、母弟靖安公、受冊封爲王世子。以無嗣也。

王子及功臣爲各道節制使、分管侍衛兵馬。靖安君全羅道、撫安君芳蕃東北面。……道傳等又嫉散騎卞仲良上疏、請罷諸王子兵權、至再三上不允。……時、命罷諸王子所領侍衛牌、已十餘日矣。……

(16) 『恭靖王實錄』卷四、恭靖王(定宗)二年六月癸丑條 成均樂正鄭以吾上書、略曰、「……殿下既任東宮以撫軍、乃於宮中、別置三軍府鎮撫、而多養宮甲、東宮監撫之意安在。願殿下、罷宮甲之養、周廬陸楯、環以司楯、成衆愛馬、日接賢士大夫、朝夕與居、強於政治、以永國祚幸甚。」時、甲士多芳幹麾下人。世子出入、常懷戰慄。故以吾上此書。……即罷鎮撫所甲士三百。軍器鎧仗、皆送三軍府、只留潛邸麾下百人。

(17) 『恭靖王實錄』卷五、恭靖王(定宗)二年九月己巳條 門下府上疏。請以甲士、歸之三軍府。從之。疏曰、「殿下繼世守文、期致太平、頃以甲士、送三軍府、而數十人、猶守宮內、帶佩凶器、有乖儀仗之制。伏望悉以甲士、歸之三軍府、以示守文之意。」兪允、若有不豫色然。

(18) ○罷原從侍衛牌、悉送于三軍府。因門下府所啓也。同右。

(19) 『恭靖王實錄』卷六、恭靖王(定宗)二年十月壬辰朔條 世子率甲士數百、放鷹于壺串。

(20) 『恭靖王實錄』卷六、恭靖王(定宗)二年(太宗即位年)十二月辛卯朔條 復立甲士二千、一千充諸衛之職、一年相遞、爲式。

(21) 『恭靖王實錄』凡六卷の撰進は、宣德元年(世宗八年、一四二六)八月のこと。したがって、その記述に後代の制度が遡って反映されている

る可能性は、常に考慮しておかなければならない。

(22) 『成宗實錄』卷三十三、成宗四年八月癸亥條 先是、司憲府大司憲徐居正等上疏、至是乃下。其疏曰、「……臣等以爲、甲士雖軍職、亦武班官至大夫而止。衣冠子弟入屬者亦多。自今免賤爲良者、勿許屬甲士、皆隸正兵、或諸司匠人、以正名分。……」

(23) 『太宗實錄』卷三、太宗二年四月辛未條 以摠制李敷、韓長壽、閔無咎、分領外甲士。上日議武事、謂趙英茂曰、「欲以府兵爲外甲士、何如。」英茂對曰、「善。內甲士五百、外甲士五百、并一千、則兵勢稍足、又無府兵・甲士之異、人心一矣。」即命上護軍朴淳、聚府兵於馬巖、試騎步射、爲甲士。

(24) 同右。

(25) 『太宗實錄』卷三、太宗二年六月癸亥條 置三軍都摠制以下官。每一軍、置都摠制一、摠制二、同知摠制二。以十司分屬之、皆謂之甲士。內甲士四百、外甲士六百。內甲士、分爲四番、左右各二百、輪番入直。李叔審掌左番、趙涓掌右番。外甲士、則分屬三軍、每軍各二百、分爲三牌、以上大護軍爲牌頭、護軍掌之。

(26) 『太宗實錄』卷十四、七年十月辛丑條、參照。

……涓、楊州人。初名卿。……壬午(太宗二年、一四〇二)、加推忠翊戴功臣、漢平君。時選甲士毅勇者三(四?)百人、稱爲內甲士、命李叔審與延嗣宗、領其半。涓與韓珪領其半、分爲左右衛、侍闕內別寢。

(\*このうちの内甲士は、後に内禁衛に再編されていたと考えられる。『太宗實錄』卷十四、七年十月辛丑條、參照。)

(27) 『太宗實錄』卷五、太宗三年正月壬午條 罷隊長・隊副九百人、加甲車氏はこのとき甲士が「二千」から「一千」に減額されたと解釋するが、この説は取らない。

(28) 『太宗實錄』卷十四、太宗七年十二月丁亥條 初置十司兼上護軍、罷各軍兼摠制。……分掌三軍。每一衛、統甲士二百五十人。

- (27) (\*每衛百五十人であるから、十衛全體で千五百人であることがわかる。)
- (28) 『太宗實錄』卷十四、太宗七年九月甲寅條 立軍士親掃墳之法。兵曹啓、「三軍甲士、捐鄉里、棄親戚、入充侍衛、疊年不得歸親、其情可恤。自今以後、令甲士三年得一歸親。其父母已沒者、依親親例、歸掃墳塋」從之。
- (29) 同右。
- (30) 『太宗實錄』卷十九、太宗十年六月辛酉條 議政府啓停東北面赴防甲士公廩。啓曰、「甲士百二十五人、臨敵先潰、無一人盡心樹功、以報卵翼之恩者。今柳廷顯、既不科罪、彼賊亦且不來。但以禁兵之故、并其僕從二百五十人、常費公廩、甚爲未便。此輩家在其道、與戍兵無異。乞使之自備。」從之。( \*甲士は「禁兵」である。)
- (31) 『太宗實錄』卷十六、太宗八年十月辛丑條 加置三軍甲士一千五百。甲士元數一千五百、又加一千五百、使之一年相遞、輪次侍衛。召趙英茂、南在、李叔蕃曰、「甲士三千、未易得其人。宜簡隊長五百人、以充甲士。」議政府啓、「加定甲士五百、其初二番祿、以革去隊長隊副六百名之祿計給、尙有不足者。乞減東西一品至九品米豆各一石、一品至七品正布各一匹、以充其數。」從之。
- (32) 『太宗實錄』卷十八、太宗九年十月乙丑條 時、李叔蕃掌中軍、趙大臨掌左軍、權趾掌右軍。……  
三軍輪次宿衛。若出番、則就掌軍總制家、以聽號令。上患軍政多門、謀諸河崙。崙請作驕虞幡、以改革政。上然之。是日、議政府上言、三軍律令、將士進退之節。……三軍皆置侍衛司、每一軍一司、輪番入直。各軍總制、每軍二員、輪番入直。僉總制亦以次入直。以中軍一司爲巡衛司、與義勇巡禁司、各分爲二番、三日相遞、以行巡衛。監巡總制如舊。十司每一司、上護軍二、大護軍三、護軍五、甲士二百、隊長二十、隊副(四十)。其三軍公事、各其軍僉總制以上、同議施行。各衛公事、各其護軍以上、同議施行。陪奉及講武時、上大護軍、各率一護軍、作
- (33) 運而行。……  
『太宗實錄』卷十九、太宗十年三月戊辰條 命義興府、設甲士番上之法。傳旨義興府曰、「新甲士取才者幾何。」韓珪對曰、「自願者多、故已取才者、幾於一千。更二日、可以充數。然或有無奴婢者。雖一年、不能勝此任。」上曰、「予將使甲士更迭番上。當番者受祿、下番者歸農。」
- (34) 同右(承前) 戶曹判書李膺對曰、「如此則藩鎮及侍衛、皆不實矣。且司直・司正、則中國千戶・百戶之職。不可輕以與人。又豈可令受祿者、迭爲上下番乎。」
- (35) 『太宗實錄』卷十九、太宗十年四月丁巳條 司諫院上疏、請罷試甲士。時元屬甲士二千人。上議、「加定一千、分爲二番、一年相遞、則國無侍衛之疎、家無廢農之嘆、人無父母妻子曠年遠離之怨。」乃命兵曹、同義興府・訓練觀、試甲士一千、自正月至是、猶未畢。司諫院上言曰、「今欲加定甲士、一番侍衛、一番歸農。殿下慮民之心、重農之意、可謂至矣。然時已農月、而農不可失時。迨今未畢其試、故不才者、皆率農人二三以待。願殿下侍衛外、新舊甲士、速令歸農。」上覽疏曰、「諫院之言、然矣。予亦不忘也。」侍衛牌の番上免除——
- (36) 『太宗實錄』卷十三、太宗七年二月丁亥條 放忠清道番上侍衛軍。以其道饑也。  
『太宗實錄』卷十七、太宗九年三月庚午條 停侍衛軍番上。以各道失農也。惟慶尙・全羅、比諸道差優、使之仍舊。  
『太宗實錄』卷二十四、太宗十二年七月壬寅條 命放各道今朔番上侍衛軍。  
『太宗實錄』卷二十七、太宗十四年四月丙辰條 放還各道番上侍衛軍。以農月也。  
『太宗實錄』卷二十九、太宗十五年三月丙辰條 放各道番上侍衛軍歸農。

『太宗實錄』卷三十二、太宗十六年十一月壬辰條 放遣各道番上侍衛軍。以沍寒也。

『太宗實錄』卷三十五、太宗十八年正月戊午條 命兵曹、自二月、停各道侍衛軍番上。

『成宗實錄』卷四十四、成宗五年閏六月丁酉條 御經筵。……領事鄭麟趾啓曰、「今正兵、舊侍衛牌也。侍衛牌番上、或點考即放、或立番十五日乃放。其侍衛官闕、專用甲士、未見其不足也。……」

(37) 『魯山君日記(端宗實錄)』卷九、魯山君(端宗)元年十一月癸酉條 議政府據兵曹呈啓、「兵典」甲士餘丁定給條、節該、「三軍甲士、取保舉、擇有奴婢富實者、取才授職。不給餘丁。受職後欲受者、論罪。平安道人、則擇有子婿弟姪者、取才授職、以同居人、定爲餘丁」。正統十一年(世宗二十八年、一四四六)正月受教、「今後別侍衛、依甲士例、京中及京畿人、則訓練觀提調、外方人則各其道觀察使、考四祖·陳省·賤籍。其元係士族、有奴婢十口以上者、許令試取」。此皆軍士數少時所立之法也。……

(38) 『太宗實錄』卷六、太宗三年十一月丙申條 甲士等擊申聞鼓。初、奉常注簿河演、戲謂甲士梁潔·金出等曰、「甲士之職、卑污賤辱、豈世蔭子弟之所爲乎」。二人深銜之、乃與僑輩具言之。甲士等怨且怒、欲問其故於演而魯辱之。是日、百官朝罷而散。甲士李天生等十餘人、誤以監察辛繼參爲演、走而觸之、臺吏詰之、乃奮拳而歐之。繼參告本府掌令李灌執甲士、詰觸犯所司、歐擊從吏之故、取其供狀。於是甲士五百餘人、詣闕庭訴曰、「今以甲士觸犯監察之故、拘縛甚劇。宮門爪牙之士、豈宜如此。願窮詰加罪。」上召司憲府都吏及其見執甲士、問其狀。命曰、「甲士凌辱所司之罪、予當親問、毋更申請。」乃黜其甲士。甲士等遂擊鼓。……

(39) 『魯山君日記(端宗實錄)』卷九、魯山君(端宗)元年十一月癸酉條 議政府據兵曹呈啓、「……此皆軍士數少時所立之法也。然我國有奴婢者甚少。當初、別侍衛四百、今加四千六百。甲士三千、今加六千四百

五十。厥數猥多、未能精擇。雖曰元係士族、家世清寒、鮮有賊獲、率皆僥倖入屬、一二次番上後、力不能支、托故不番上者頗多。因此侍衛虛疎。如有緩急、則兵力寡弱、甚爲可慮。請令諸邑、考其家產貧富、奴婢有無。如有家貧無奴婢者、則以所居鄉閭人及數外日守、定給餘丁。其有奴婢及富於家產、而欲受餘丁者、及守令不分揀定給者、論罪。」從之。

(40) 『世祖實錄』卷一、世祖元年八月己巳條 兵曹啓、「咸吉道甲士、每當番三百人內、一百人、輪次上番侍衛。然司正以下、祿俸不多、不堪留京。請副司直以上、三分之一、輪番宿衛。」從之。

(41) 柳馨遠『礪溪隨錄』卷十六、職官之制、下 無定祿而四時考講、以其分數、遞相高下付祿、謂之遞兒。

李載堞『朝鮮初期社會構造研究』(一九八四年、ソウル、一潮閣)、特に第一篇・遞兒職、參照。

(42) 『世宗實錄』卷九十二、世宗二十三年三月戊戌朔條 議政府據兵曹呈啓、「今甲士、分爲六番、以二月初十日及九月初一日相遞、每年二月初十日番上者、受夏秋兩孟朔祿俸、九月初一日番上者、受冬春兩孟朔祿俸、遞後各留五十日、以備從衛、仍習武藝、此皆成法也。今甲士等、每至遞朔、已受祿俸、則妄托親病、爭先下鄉、有違臣子奉職之意。自今、宜於仍留日、不時微聚、如有闕者、依常時檢察例、決罰。若行幸時不從者、不問有故與否、一依別侍衛、每一日、削前五仕。仍留日既盡、兵曹與三軍都鎮撫、點送。」從之。

(43) 『世宗實錄』卷一百九、世宗二十七年七月庚寅條 議政府據兵曹呈啓、「甲士以待衛精卒、番上日少、退休日多、厥數猥多、不爲精銳。下番之間、閑遊慢弛、軍裝馬匹、棄而不顧。及其番上、或相借貸。倘有緩急、實爲無用。……可行條件、磨勘後錄。

一、甲士元額、本以六千、分六番、每番一千。今於元額六千、減一千五百(百)人、改爲三番、每一番一千五百人。中軍仍舊爲四司、左右軍各三司、加置龍奮·虎牙二司。三軍均各四司、摠十二司。司各五領。

- (43) 每軍五百人、每司一百二十五人、每領二十五人、一年兩都目。十二司和會、三十人去官。每領、司直・副司直三。司正・副司正各五。司勇十人。
- 一、自司直以下、不給祿。每一人、月給俸米二十斗。前此、六番相遞時、退休日多、故有仍留五十日之法。今分三番、請勿仍留。除服制式暇外、其以雜故請暇者、下番後、準計立番、一依前受教施行。
- (44) 『魯山君日記(端宗實錄)』卷十、魯山君(端宗)二年正月戊午條 議政府據兵曹呈啓、「甲士、例於防牌、攝六十、只給月俸、馬及戎器、力不能辦、其數雖多、實爲無用。請增置一番、使番上者少、依科給祿。」「世宗實錄」卷七、世宗二年正月乙巳條 凡正丁一名、給餘丁、使之出財力、以助正丁。國俗、謂之奉足。
- (45) 『魯山君日記(端宗實錄)』卷十、魯山君(端宗)二年正月丙寅條 議政府據兵曹呈啓、「甲士、別侍衛、家貧、無奴婢者、已令所在邑、刷給隱丁及數外日守、以爲助丁。然無定數、有多寡不均之弊。請勿論同異居、限三丁定給。」從之。
- (46) 『明宗實錄』卷十五、明宗八年九月癸酉條 憲府啓曰、「……近年以來、文恬武嬉、萬事解弛。爲士族者、皆自尊貴、百計避役。以此士族太逸、而軍卒偏苦、流離失所、慘不可言。前者朝廷、欲救此弊、凡赴試之武士、使之皆有屬處、甚良法也。但定虜衛元額一千五百、而其時壞其元額、許令願屬者皆屬。故定虜衛之數甚多、而其流之弊、至於謀避正兵・甲士者、皆投屬焉。是以正兵・甲士之額日縮、而定虜之數日增。加以衛將・部將之徒、托稱伺候、侵虐多端、至於使之負擔雜物。甲士・正兵、莫不怨苦、爭相窺避。軍旅虛疎、實由於此。定虜衛之數、若還依元額、使士族屬焉。非士族者、降爲甲士・正兵。甲士・正兵、依祖宗朝例、勿令侵虐役使、使之樂屬、則可救其弊。……」答曰、「如啓。」
- (47) 『世宗實錄』卷六十八、世宗十七年四月戊午條 御勤政殿、親策文科舉子。……寓兵於農、古之良法。唐之府兵、尙有遺意。張說變古而兵農始判、迄不能復。我國籍民爲兵、庶幾於古。然如有緩急、臨時調發、未閑進退之方。盡室而行、遂廢農桑之業。何以使兵農得所、而士卒精鍊歟。
- (48) 『舊唐書』卷九十七、張說傳 時、當番衛士、浸以貧弱、逃亡略盡。說又建策、請一切罷之、別招募強壯、令其宿衛、不簡色役、優爲條例。逋逃者、必爭來應募。上從之。旬日、得精兵一十三萬人。分繫諸衛、更番上下、以實京師。其後「曠騎」是也。
- 『新唐書』卷一百二十五、張說傳 時、衛兵貧弱、番休者亡命略盡。說建請、一切募勇強壯、優其科條、「不」簡色役。不旬日、得勝兵十三萬、分補諸衛、以彊京師。後所謂「曠騎」者也。
- (49) 『懲毖錄』卷一 抄發坊里民、及公私賤・胥吏・三醫司、分守城堞。計堞三萬餘、而守城人口、僅七千。率皆烏合、皆有鎗城逃散之心。上番軍士、雖屬於兵曹、而與下吏相與爲奸、受賂私放者甚多。官員不問去留、臨急皆不可用矣。軍政解弛、一至於此。
- (50) 李基白「高麗兵制史研究」(一九六八年、ソウル、一潮閣)、特に「高麗府兵制説の批判」(二七〇)二八二頁、「高麗軍班制下の軍人」(二八三)二九七頁、參照。
- (51) 拙稿「高麗時代における土地所有の諸相」(『史林』第八十七卷第六號、二〇〇四年、京都、史學研究會)
- (52) 同右。
- (53) 李基白「高麗軍班制下の軍人」(前掲「高麗兵制史研究」所收)、同「高麗別武班考」(『高麗貴族社會の形成』所收、一九九〇年、ソウル、一潮閣)。なお、李基白氏の説を踏襲して洪承基氏も同様の説を述べらる。洪承基「高麗初期京軍の二元的構成論について」(『高麗政治史研究』所收、二〇〇一年、ソウル、一潮閣)